

カーボンクレジット創出プロジェクトに関与する企業の人権尊重のためのフレームワーク

1. 序文：本フレームワークの目的

- (1) 地球温暖化の進行を食い止めるための取り組みとして、カーボンクレジットを創出するプロジェクト（以下、「CC 創出プロジェクト」）が重要な役割を果たすことが期待されている。

CC 創出プロジェクトでは、企業や組織が排出する二酸化炭素の量を削減し、その代わりに排出削減や炭素吸収を行う他の活動を支援することで、全体としての炭素排出量を相殺する。具体的には、植林活動、再生可能エネルギープロジェクト、エネルギー効率の向上施策などが含まれ、これらを通じて二酸化炭素の吸収や削減を実現し、最終的には排出量と吸収量が等しくなるカーボンニュートラルを目指す。

- (2) もっとも、CC 創出プロジェクトを実施する際には人権が侵害されるおそれが存在する。例えば、CC 創出プロジェクトのために土地が必要になることが多く、それに伴って、地元住民や先住民族が立ち退きを求められたり、生活の基盤を失ったりするケースが報告されている。また、CC 創出プロジェクトに従事する労働者の労働条件が過酷だったり、適正な賃金が支払われなかったりすることも懸念される。さらに、環境保護を名目にして、先住民族の文化的・歴史的・宗教的遺産や、現地の伝統的な生活や文化が犠牲にされることもある。このような人権課題への対応が不十分な場合、CC 創出プロジェクトがもたらす利益が限定され、多くの個人や集団が犠牲になる可能性がある。

- (3) 国際カーボン・ボランタリー・クレジット基準（ICVCM）が定める中核炭素原則（CCPs）では、持続可能な開発を支えるための炭素クレジット制度について詳細な規定が設けられている。

この内、原則 9 は、持続可能な開発における利益と安全策について規定している。すなわち、カーボンクレジットを創出する計画は、持続可能な開発において肯定的な影響を与えるだけでなく、緩和活動が社会的及び環境的な保護措置に関して、業界で広く認識されているベスト・プラクティスに準拠するか、それを上回ることが求められる。そのため、明確なガイドライン、ツール、及び順守手順が整備されている必要がある。

さらに、ICVCM は、“Partnering with Indigenous Peoples & Local Communities to Achieve a High-Integrity Voluntary Carbon Market”（「先住民族および地域社会と協力して高い信頼性のあるボランタリーカーボン市場を実現する」）という表題の文書で、先住民族や地域社会は、炭素を吸収する役割を果たす森林や生態系の重要な管理者であるにもかかわらず、しばしば社会的に最も疎外された立場に置かれていることから、利益と権利が適切に守られることが重要であることを認めている。

- (4) また、2023 年 4 月に札幌で開催された G7 気候・エネルギー・環境大臣会合では、「十全性（質）の高い炭素市場の原則」が採択された。同原則では、カーボンクレジットの供給側に関する十全性（質）の要素として、「環境及び社会的影響が特定され、公開され、モニタリングを含むセーフガードを通じて対処が行われていること。人権、ジェンダー平等、及び先住民の権利が尊重されていること。」が明

記された。

(5) 2023 年 7 月に発表された国連特別報告者による報告書「**Green financing a just transition to protect the rights of Indigenous Peoples**」も、CC 創出プロジェクトにおける企業の人権への取組みを検討する際に重要な国際文書といえる。

同報告書は、グリーンファイナンスに関し、資金提供者や投資家に対して、先住民族の権利を保護するための具体的な方針とガイドラインを採用し、これを国際人権基準と一致させることを推奨している。また、資金提供の際は人権デュー・ディリジェンスに基づく枠組みを採用することを求めている。さらに、先住民族に影響を与えるプロジェクトにおいては独立した人権・環境影響評価が必要であり、透明性の確保と情報提供の重要性が強調されている。

(6) さらに、2024 年 5 月に、パリ協定の 6.4 条メカニズムに基づく新たな制度が開始された。同メカニズムは、炭素市場における社会・経済・環境上の問題に関する不服申し立てと苦情処理手続きを定めている。

(7) 加えて、パリ協定の 6.4 条に基づく「持続可能な開発ツール」(案) は、6.4 条メカニズムに関する活動に際して、地域社会や先住民族の権利、環境保護、腐敗防止等の幅広いセーフガードの遵守を求めている。特に、環境及び社会的セーフガードの原則と基準に基づき、人権に関する原則として、人権デュー・ディリジェンスを実施すべきことが定められている。

(8) 以上の国際的な動向を踏まえて、本フレームワークは、CC 創出プロジェクトに関与する企業が、人権を尊重するためのガイダンスを提供する。本フレームワークは、特に以下の国際文書や原則に基づく。

- ① 先住民族の権利に関する国連宣言
- ② 1989 年先住民族及び種族民条約 (第 169 号)
- ③ 国際人権章典
- ④ 「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に挙げられた基本的権利に関する原則
- ⑤ 国連ビジネスと人権指導原則
- ⑥ OECD 多国籍企業行動宣言
- ⑦ ILO 多国籍企業宣言

本フレームワークは、企業が CC 創出プロジェクトに関与する際に、先住民族や地域社会、労働者を含むライツホルダーの人権を尊重し、保護するための基本的な手順を示す。これにより、対象企業の関与する CC 創出プロジェクトが持続可能であり、それにより社会的に受け入れられるものとなることを期待するものである。

2. 本論：対象企業の人権尊重責任

- (1) CC 創出プロジェクトに関与する企業は、人権尊重責任を負う。これは、対象企業が、先住民族や地域社会、労働者等のライツホルダーの人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響に対処すべきことを意味する。

(cf. 国連指導原則の原則 11)。

- (2) CC 創出プロジェクトに関与する企業の人権尊重責任は、国際的に認められた人権に拠っている。対象企業は、特に以下の国際文書や原則に基づく人権を尊重する。

- ① パリ協定
- ② 生物多様性条約
- ③ 先住民族の権利に関する国連宣言
- ④ 1989 年先住民族及び種族民条約（第 169 号）
- ⑤ 国際人権章典
- ⑥ 「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に挙げられた基本的権利に関する原則
- ⑦ 国連ビジネスと人権指導原則
- ⑧ OECD 多国籍企業行動宣言
- ⑨ ILO 多国籍企業宣言

(cf. 国連指導原則の原則 12)

- (3) CC 創出プロジェクトに関与する企業は、人権尊重責任に基づき、先住民族や地域社会、労働者等のライツホルダーを含むステークホルダー（労働組合・労働者代表、市民団体、人権・環境擁護者を含む）との対話・協議を必要に応じて行いつつ、以下の行為を実施する。

- a. CC 創出プロジェクトを通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する。
- b. たとえその影響を助長していない場合であっても、CC 創出プロジェクトによって直接的につながっている人権への負の影響を防止又は軽減するように努める。

(cf. 国連指導原則の原則 13)

また、対象企業が対応すべき、主な人権侵害のおそれのある事由は以下が想定される。

- ① 土地、水、森林資源を従来利用していた地域社会や先住民族の生活（健康や水へのアクセスを含む）の制限・侵害
- ② 先住民族や地域社会の強制的移住
- ③ 土地の所有権・使用権に関する伝統的権利の侵害
- ④ 先住民族の自由で事前の情報に基づく同意（FPIC）の欠如や、これを調査するプロセスの欠如
- ⑤ 先住民族や地域社会への補償・利益配分の取決めの欠如又は不当性
- ⑥ 先住民族や地域社会のアイデンティティの基礎を形成する文化的・歴史的・宗教的遺産へのアク

セスの侵害及び減少

- ⑦ CC 創出プロジェクトに従事する労働者の劣悪な労働環境
- ⑧ CC 創出プロジェクトの警備請負業者が、軍事・準軍事組織と関係することや、暴力等を伴う過剰警備を行うことの可能性
- ⑨ 現地公務員の汚職

(4) CC 創出プロジェクトに関与する企業は、人権尊重責任を定着させるための基礎として、同プロジェクトに適用可能な、以下の要件を備える方針の声明を通して、その責任を果たすというコミットメントを明らかにすべきである。

- a. 対象企業の最上級レベルで承認されている。
- b. 対象企業の社内及び／又は社外から関連する専門的助言を得ている。
- c. 対象企業の社員、取引先、及び事業、製品又はサービスに直接関わる他の関係者に対して対象企業が持つ人権についての期待を明記している。
- d. 一般に公開されており、対象企業の全ての社員、取引先、他の関係者にむけて社内外にわたり知らされている。
- e. 対象企業全体にこれを定着させるために必要な事業方針及び手続のなかに反映されている。

(cf. 国連指導原則の原則 16)

(5) CC 創出プロジェクトに関与する企業は、人権への負の影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかということに責任をもつために、CC 創出プロジェクトにおいて人権デュー・ディリジェンスを実行すべきである。そのプロセスは、前記の主な人権侵害のおそれのある事由を踏まえて、先住民族や地域社会、労働者等のライツホルダーの実際の又は潜在的な人権への影響を考量評価すること、その結論を取り入れ実行すること、それに対する反応を追跡検証すること、及びどのようにこの影響に対処するかについて知らせることを含むべきである。

CC 創出プロジェクトに関する人権デュー・ディリジェンスは以下の要件を備える必要があり、特に人権への負の影響を受ける先住民族を特定し、自由で事前の情報に基づく同意 (FPIC) の原則に問題が無いかを調査するプロセスが含まれる。

- a. 対象企業が CC 創出プロジェクトを通じて引き起こしあるいは助長し、又は CC 創出プロジェクトに直接関係する人権への負の影響を対象とすべきである。
- b. 対象企業の規模、人権への負の影響についてのリスク、及び CC 創出プロジェクトの性質並びに状況によってその複雑さも異なる。
- c. 対象企業の関与する CC 創出プロジェクトやその状況の進展に伴い、人権侵害リスクが時とともに変りうることを認識したうえで、継続的に行われるべきである。

(cf. 国連指導原則の原則 17)

(6) CC 創出プロジェクトに関与する企業は、人権への負の影響を受けた先住民族や地域社会、労働者等のライツホルダーのために、苦情への対処が早期になされ、直接救済を可能とするように、実

効的な事業レベルの苦情処理メカニズムを確立し、又はこれに参加すべきである。

(cf. 国連指導原則の原則 29)

- (7) CC 創出プロジェクトに関与する企業が確立し、又は参加する非司法的苦情処理メカニズムは、先住民族や地域社会、労働者等のライツホルダーを含むステークホルダー（労働組合・労働者代表、市民団体、人権・環境擁護者を含む）が利用することが想定される。苦情処理メカニズムは、その実効性を確保するため、次の要件を充たすべきである。
- a. 正当性：利用者である前記の広範なステークホルダー・グループから信頼され、苦情プロセスの公正な遂行に対して責任を負う。
 - b. 利用可能性：利用者である前記の広範なステークホルダー・グループすべてに認知されており、アクセスする際に特別の障壁に直面する人々に対し適切な支援を提供する。
 - c. 予測可能性：各段階に目安となる所要期間を示した、明確で周知の手続が設けられ、利用可能なプロセス及び結果のタイプについて明確に説明され、履行を監視する手段がある。
 - d. 公平性：被害を受けた当事者が、公平で、情報に通じ、互いに相手に対する敬意を保持できる条件のもとで苦情処理プロセスに参加するために必要な情報源、助言及び専門知識への正当なアクセスができるようにする。
 - e. 透明性：苦情当事者にその進捗情報を継続的に知らせ、またその実効性について信頼を築き、危機にさらされている公共の利益をまもるために、メカニズムのパフォーマンスについて十分な情報を提供する。
 - f. 権利適合性：結果及び救済が、特に前記の国際文書や原則に基づく、国際的に認められた人権に適合していることを確保する。
 - g. 継続的学習源：メカニズムを改善し、今後の苦情や被害を防止するための教訓を明確にするために使える手段を活用する。

事業レベルのメカニズムについては次の要件も充たすべきである。

- h. エンゲージメント及び対話：利用者となるステークホルダー・グループとメカニズムの設計やパフォーマンスについて協議し、苦情に対処し解決する手段として対話に焦点をあてる。

(cf. 国連指導原則の原則 31)

以上

本フレームワークは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則（Guiding Principles on Business and Human Rights）」を参考に、東京ガス株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、日本工営株式会社、及び蔵元国際法律事務所により独自に再構成・編集されたものです。国連広報センターによる日本語訳も参照しています

(https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)。

本文書は、クリエイティブ・コモンズ「表示-改変禁止 4.0 国際 ライセンス (CC BY-ND 4.0)」のもとで提供されています。

© 2025 東京ガス株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、日本工営株式会社、蔵元国際法律事務所